

(法人事業税) 特定内国法人の所得計算について

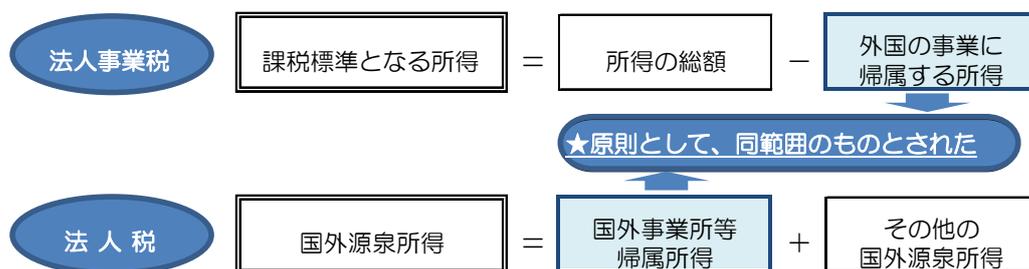
平成 29 年 4 月 東京都主税局

平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、外国で事業を行う法人(特定内国法人)に係る法人事業税の課税標準の取り扱いが一部変更されます。

(この変更は、法人税の国際課税原則の見直しに関連するものです。)

変更の内容(外国の事業に帰属する所得の計算)

- 特定内国法人の所得割の課税標準となる所得の計算上、控除する「外国の事業に帰属する所得」が、原則として、法人税の外国税額控除制度における「国外事業所等帰属所得」と同範囲のものとされました。(総務省通知「事業税における国外所得等の取扱いについて」)



- ・ 法人税の国外事業所等帰属所得の計算においては、国外事業所等(P E)を独立した企業とみなして内部取引を認識するなど、詳細な計算方法が規定されています。(法人税法第 69 条、同施行令第 141 条の 3 ほか)
- ・ 法人事業税の外国の事業に帰属する所得の計算においても、同様の計算を行うこととなりました。(地方税法第 72 条の 24、総務省通知 7(1),(2))

外国の事業に帰属する所得の計算方法

- 法人事業税の外国の事業に帰属する所得は、原則として次により計算します。

《外国の事業に帰属する所得の計算式》

外国の事業に
帰属する所得

$$= \text{① 国外事業所等帰属所得(法人税) 法人税法第69条又は第81条の15の規定による計算の例} - \text{② 控除対象外国法人税額 ①の計算上損金不算入とされるもの}$$

- ・ 法人税の国外事業所等帰属所得の計算上、損金算入しない「控除対象外国法人税額」は、外国の事業に帰属する所得の計算においては損金とします。(上記②)
- ・ 外国法人税について還付があった場合には、別途調整が必要です。

1 法人税で外国税額控除に関する明細書を提出している場合

- ・ 「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書」(法人税別表 6(2)付表 1)に記載すべき国外事業所等帰属所得を用います。(裏面 Q & A Q 1 参照)
- ・ この場合、法人税の外国税額控除に関する明細書一式を申告書に添付いただくようお願いします。

2 上記1以外の場合

- ・ 上記計算方法によるのが原則ですが、これにより難しい場合は「上記に準じた区分計算方法」(東京都が定める区分計算)とすることも差し支えありません。
- ・ 区分計算が困難な場合は、従業者数按分によって計算します。(地方税法施行令第 21 条の 8)

※ 詳しくは、東京都主税局 HP [「特定内国法人のガイドブック」](#)をご覧ください。

特定内国法人の所得計算についてのQ & A

Q1 法人税で外国税額控除の適用があります。具体的にどのように外国の事業に帰属する所得を計算したらよいですか。

A1 法人税別表6(2)付表1「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書」に記載すべき金額を用いて、次のとおり計算します。

法人事業税 第6号様式別表5

法人名	第6号様式別表五(提出用)
所得金額又は所得割額	⑮
外国の事業に係る所得	⑰
手戻計	⑱

税額控除を受けているため、④欄(損算入した外国法人税)の金額はありません。

⑧欄(P.Eに帰属しない事業に係る外国法人税等)を減算します。

⑨欄(P.Eに帰属する事業に係る外国法人税等=イ)を減算します。

別表6(2)付表1の25欄アに記載すべき金額から7欄イに記載すべき金額を控除したものを、第6号様式別表5の⑮欄に記載します。

法人税 別表6(2)付表1

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	法人名
国外事業所等の名称等	1	
国名又は地域名	2	
所在地	3	
主たる事業	4	
区分	①のうち非課税所得	②のうち非課税所得
国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5	
に係る利益又は損失の額	6	
対象外国法人税額又は対象外国法人税額の損金不算入	7	イ
の損金不算入	8	イ
小計	23	
仮計	24	
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額	25	ア
のうち非課税所得の金額	26	

※外国法人税について還付があった場合には、別途調整が必要です。

Q2 法人税で外国税額控除の適用があり、別表6(2)付表1を作成していますが、簡便的に従業者数の按分により外国の事業に帰属する所得を計算することはできますか。

A2 できません。《外国の事業に帰属する所得の計算式》により計算した金額を記載してください。

原則として、法人税について外国税額控除に関する事項を記載した申告書を提出している場合は、区分計算が困難であるとは認められません。(総務省通知 事業税における国外所得等の取扱いについて 6(1))

Q3 特定内国法人ですが、外形標準課税対象です。付加価値割や資本割はどのように計算しますか。

A3 特定内国法人の外形標準課税(付加価値割・資本割)の課税標準は、以下の金額を控除して計算します。

付加価値割・外国の事業に帰属する付加価値額(地方税法72条の19)

資本割・・・外国の事業の規模等を勘案して計算した金額(地方税法72条の22)

なお、外国の事業に帰属する所得を区分計算した場合は、外国の事業に帰属する付加価値額も同様に区分計算を行います。このとき、内部取引に係る純支払利子及び純支払賃借料も付加価値額の対象に含めます。(地方税法施行令20条の2の7ほか)